

保健室より

中学校の時期は、心も体も著しく発達する時期です。背丈や体重で親を追い越しても、精神的には大人になろうとしている時期でもあります。保健室と家庭の連携を大切にしていきたいと思っています。ご家庭のご協力をお願いします。

1 保健室で行う処置については、次のことを基本としています。

- (1) 学校でその日に起こった傷病は、保健室で初期の応急対応をいたしますが、その後の手当は家庭でお願いします。
- (2) 登校前の体調不良や疾病、継続的な処置などは、ご家庭で対応されますようお願いいたします。
- (3) 休日や放課後、夜間に外部団体等の活動中に負ったけが等への対応は、ご家庭でお願いいたします。
- (4) 症状や病気、けがの状況によっては、初期対応をしながら、保護者の方に連絡をいたします。ご多用とは思いますが、お迎え等の対応をお願いいたします。
- (5) 保健室には内服薬（飲み薬）は置いていません。投薬が必要なときは、ご家庭で準備をして、用法用量等をお子様と確認して持たせてください。
- (6) 保健室での休養は1時間を限度とします。教室への復帰が難しいと判断された場合や、病院での受診が必要と判断された場合は、保護者の方に連絡をいたします。家庭で静養するようお願いいたします。
- (7) 校内で病気や大きなけがが発生し、お迎え等の対応に保護者が間に合わない場合や、緊急を要する場合は、次のとおり対応いたします。病院の選定は保護者に一任し、お子様を保護者へお渡しすることを基本とします。

- ① 応急手当
- ② 家庭連絡（保護者と話し合い、受診する医療機関を決定します。）
- ③ 医療機関へ搬送（養護教諭または教員が付き添います。）
- ④ 医療機関で養護教諭または教員と保護者が合流（保険証、子ども医療証等をご持参ください。）
- ⑤ 診察

- (8) コンタクトレンズは高度管理医療機器のため、使用については自己責任です。学校には必ずメガネとコンタクトレンズをケアするものを持たせてください。保健室では対応はできません。

2 学校医について

診療科	名称	住所	電話
内科	瀧島医院	練馬区西大泉 4-23-13	03-3867-3111
眼科	高野眼科	練馬区南大泉 4-48-5	03-3925-5885
耳鼻科	木村耳鼻咽喉科医院	練馬区東大泉 6-1-1	03-3867-1717
歯科	ごうけ歯科	練馬区東大泉 5-41-17	03-3978-7764
薬剤師	内海 雄太		

3 独立行政法人 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下での災害に対して、医療機関で受診した場合、その治療費及び見舞金が「日本スポーツ振興センター」から給付されます。学校管理下でケガをされた場合は、学校に報告するようにしてください。個別に詳しく説明をします。

(1) 給付の対象

ア 保護者からの申し出があった場合

イ 保護者が医療機関に子ども医療証と保険証を提示又は、医療費を支払った場合

ウ 治療完了までの医療点数が 500 点以上の場合や子ども医療証が使えず窓口支払い額が 1,500 円以上の場合（接骨院・高額医療の場合は、計算方法が異なります。）

★子ども医療証を使用して、無料であっても請求できます。

(2) 給付額および掛け金

ア 子ども医療証を使用した場合は、医療点数の1割が支給されます。

イ 共済掛金の 935 円（年間）は、区が全額負担します。

(3) 手続きができない条件（主なもの）

★この制度は強制ではありません。以下の場合、学校は手続きを行うことが出来ませんのでご注意ください。

ア 保護者からの申請の申し出がない場合

イ 学校から渡した書類が全て提出されない場合

ウ 治療は継続しているが、毎月書類の提出がない場合

エ 保護者が医療機関の書類の受け渡しが出来ない場合

（保護者に変わり、学校が医療機関と書類の受け渡しをすることは出来ません）

4 出席停止について

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法の出席停止期間に基づき、医師の許可が出るまで出席停止となります。

(1) たとえ軽症でも医師の許可があるまでは登校できません。学校感染症にかかったら学校に連絡をしてください。

(2) 出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

(3) 登校するにあたっては、医師の証明書は必要ありません。

(4) 最初に登校する日に、登校届をお子様に持たせてください。登校届は必ず保護者の方がご記入ください。

(5) 登校届（練馬区書式）は学校にあります。養護教諭が担任にお申し出ください。

また、ホームページからダウンロードすることもできます。

学校感染症（主なもの）

新型コロナウイルス、インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎 等

5 配慮を要する場合について

(1) 学校での生活規制がある場合、主治医の指示内容をお知らせください。

(2) 給食における食物アレルギー対応については、「学校生活管理指導表」をご提出ください。

6 その他

(1) 学校での健康診断はスクリーニング（病気の疑いを見つけ出すもの）なので、確定診断ではありません。

(2) 定期健康診断の結果、特に異常がない場合はお知らせをしません。

(3) 結果のお知らせをもらったなら、できるだけ早く受診することをお勧めします。受診報告書を提出してください。